



平成30年  
4月から

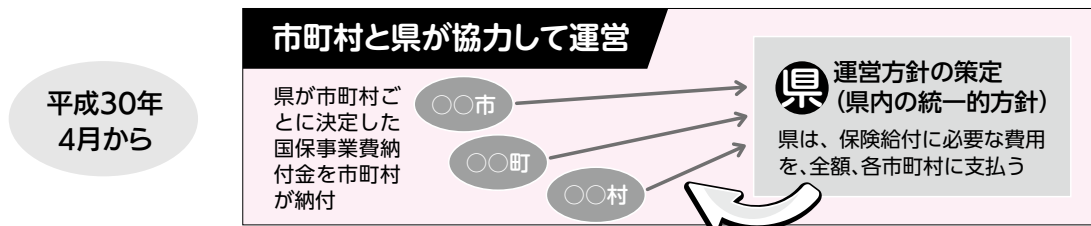
国民健康保険(国保)に加入の皆さんへ

# 国保制度が変わります

● 問い合わせ先 国保年金課 国保担当

## 県と市町村で国保を運営します

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、県と市町村がともに国保運営を担うこととなります。



## 平成30年4月から変わること

### ①被保険者証の更新時期が変わります

筑紫野市では、平成30年度の被保険者証の有効期限が平成31年7月31日となります。

平成31年8月から、被保険者証の更新時期が福岡県内で統一されるため、平成31年度以降の更新は、毎年8月に行います。

### ②高額療養費の多数回該当が県単位で通算となり、加入者の負担が軽減されます

国保の資格が都道府県単位になるため、県内の他市町村への転出などであれば、高額療養費の多数回該当<sup>\*</sup>は通算されるようになります。

<sup>\*</sup>多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

同一県内市町村間での住所異動に伴う高額療養費の多数回該当の判定例  
例) 平成30年6月から高額療養費に該当し、9月に県内市町村間で引越しをした場合

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
平成30年度以降	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

← 同一県内での引越し (ここから該当)

ここから該当

## 医療の受け方や申請手続きなどは変わりません

財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。

また、保険税の納付や保険給付の申請手続き、各種届出の受付は、これまでどおり市役所で行います。

## 国保制度が変わる理由

市町村国保は、勤務先の健康保険など他の医療保険に加入していない人が加入する医療保険です。このことによって、わが国では、全ての人々が医療保険に加入する国民皆保険制度が実現しています。

しかし、市町村国保は、勤務先の医療保険などと比べると、高齢者の割合が高く、医療費が多くかかるなどの、構造的な問題を抱えています。

そこで、市町村国保の財政を県単位化することで、安定的な財政運営を目指します。



国民健康保険 4月からの新しい被保険者証を送付します

3月下旬に世帯主あてに送付します

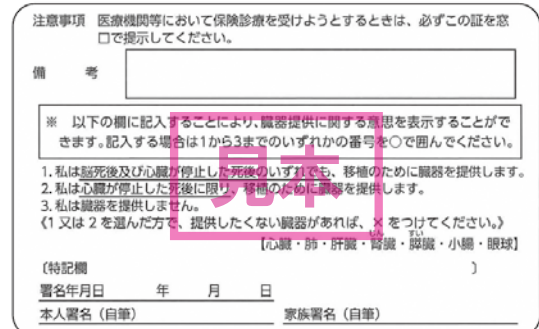
4月1日から使用する新しい被保険者証は、世帯主あての簡易書留(転送不要)により送付しますので、確実な受け取りをお願いします。

封筒の中に、世帯全員分の被保険者証があるかを必ず確認してください。



臓器提供の意思表示をお願いします

被保険者証の裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けています。記入は任意ですが、自分の意思を尊重するためにも、臓器移植について考え、家族と話し合い、「提供する」「提供しない」どちらかの意思を表示しておくことが大切です。



被保険者証の裏面で臓器提供意思表示ができます

有効期限

新しい被保険者証の有効期限は、平成31年7月31日です。

- ▷それまでに75歳になる人の被保険者証の有効期限は75歳の誕生日の前日になります。(75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者証で医療を受けることとなります)
- ▷それまでに65歳になる退職被保険者の人は、有効期限は65歳の誕生月(月の初日生まれの人は前月)の末日になります。65歳になると一般被保険者に移行するため、後日改めて平成31年7月31日までの被保険者証を送付します。
- ▷それまでに在留期間が経過する外国籍の人は、有効期限は在留期間満了日になります。また、平成30年4月1日より前に在留期間が経過する人には、新しい被保険者証は送付しません。在留期間の更新は、最寄りの入国管理官署で手続きをしてください。

修学、病院や施設などへの入院・入所のために市外に住んでいる人は申請を

修学、病院や施設などに入院・入所するために市外に移り住んだ被保険者には、市役所での申請後に新しい被保険者証を交付します。2月上旬に案内の通知を送付しています。早めに手続きをしてください。

●申請に必要なもの

- ▷在学証明書または学生証の写し(学生の場合)
- ▷入所証明書(病院や施設などの入院・入所の場合)
- ▷窓口に来る人の本人確認ができるもの
- ▷世帯主と申請対象者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)

保険税に滞納がある人は市役所で更新となります

世帯主に保険税の滞納がある場合は、市役所での納税相談後に、通常より有効期間の短い被保険者証を交付します。3月中旬に案内の通知を送付しますので、手続きしてください。

これからも皆さんが安心できる国保を、県と市町村で支えていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 筑紫野市福祉タクシー 利用券を交付します

市では、在宅の重度障害者の生活行動範囲を広げ、積極的に社会活動へ参加するために、タクシー利用券を交付しています。この利用券は、重度の障害者が小型タクシーに乗車するときに、タクシーの初乗り料金相当を差し引いた額で利用できるものです。

### ●対象となる人

- ①身体障害者手帳の障害の種類と程度が次のいずれかの人
- ▽視覚障害の1級または2級
- ▽肢体不自由(上肢を除く)の1級または2級
- ▽心臓またはじん臓機能障害の1級
- ▽呼吸器機能障害の1級
- ▽ぼうこうまたは直腸機能障害の1級
- ▽小腸機能障害の1級
- ▽ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の1級または2級
- ▽肝臓機能障害の1級または2級
- ▽肢体不自由(上肢を除く)または平衡機能障害の3級の人で総合等級が1級または2級
- ②療育手帳の程度がAの人
- ③精神障害者保健福祉手帳の程度が1級の人

※入院中、施設入所中の人は対象になりません。

### ●交付受付

- ①受付開始 3月19日(月)～
- ②受付場所 生活福祉課 障害者福祉担当

③必要なもの 障害者手帳(交付印を押すので忘れずに持ってきてください)

### ●タクシー利用券

- ①有効期間 4月1日～平成31年3月31日
- ②タクシー利用券 48枚つづり。1カ月に4枚の利用を原則としていますので、交付月によって枚数が異なります。
- ③利用できるタクシー会社 窓口でお尋ねください。
- ④利用方法 タクシー利用券を使用するときは、必ず障害者手帳を携行し、乗務員から求められたときは提示してください。

※タクシー券の残りを持っている人は、持参してください。

### ●問い合わせ先

生活福祉課 障害者福祉担当

## 年金手帳の再発行

就職をする際、会社から年金手帳の提出を求められることがあります。

年金手帳を紛失した人は再発行ができます。再発行を申請する時に加入している年金制度によって、申請先が異なりますのでご注意ください。

### ●申請・問い合わせ先

- ①再発行申請時に国民年金第1号被保険者の人(学生・自営業者など)は 国保年金課 医療年金担当、または南福岡年金事務所
- ②再発行申請時に厚生年金・共済年金加入中の人(会社員など)・第3号被保険者の人(会社員などに扶養されている配偶者)は 事業所、または事業所管轄の年金事務所

### ●手続きに必要なもの

顔写真付きの本人確認書類(運転免許証など)、認印  
※本人以外が申請に行く際は委任状などが必要な場合があります。

### ●注意

市役所で手続きをする場合、年金手帳がお手元に届くまでに約1カ月かかります。お急ぎの場合は直接年金事務所まで手続きをしてください。

### ●問い合わせ先

- ▽南福岡年金事務所  
☎(552)6112
- ▽市国保年金課 ☎(923)1111



## 奨学資金奨学生を募集します

市内に在住し、高等学校・大学・専修学校などに在学中で経済的理由により修学が困難な人に、無利子で奨学金などを貸与しています。詳細な申込方法や、貸与月額・返還方法などについては、お問い合わせください。

### 【奨学資金貸与】

●対象者(募集人数) 平成30年3月に中学校を卒業予定の人、または高等学校・大学などに現在在学している人(若干名)

### 【若年者専修学校等技能習得資金貸与】

●対象者(募集人数) 平成30年3月に中学校あるいは高等学校を卒業予定の人、または平成29年度中に高等学校を中退した人で、専修学校などのうち職業に必要な技術・技能を習得する学科に平成30年度中に入学予定の人(若干名)

※対象となる学校・課程が限られています。詳しくは問い合わせください。

※平成30年5月1日以降に入学予定の人は別途問い合わせください。

●申込期限 4月27日(金)まで

●問い合わせ先 学校教育課 学校教育担当





## クリーンヒル宝満 ほうまん リユース家具の即売会 そくばいかい

クリーンヒル宝満に持ち込まれた家具類で、再利用できるように修理したものを展示・販売します。

●購入対象者 筑紫野市、小郡市、基山町のいづれかに住んでいる人

●販売品目 家具類・約100点

※1人につき2点まで購入できます。

●販売日時 3月14日(水)、9時～16時(12時～13時は昼休み)

●販売価格 1点2000円以内

●購入方法

①希望の品の値札を取り、クリーンヒル宝満管理棟で申込書を受け取り、記入してください。

②代金を支払い、持ち帰りください。※配送はしません。当日持ち帰りがない場合は、3月30日までに引き取りに来てください。(土・日曜日、祝日は休み)

※下見はできません。一部のリユース家具の写真をクリーンヒル宝満のホームページに3月1日から掲載予定です。

●販売会場・販売に関する問い合わせ先

クリーンヒル宝満(市内大字原田1389)

▽ ☎(926)5300  
▽ <http://houman.sakura.ne.jp>  
●その他問い合わせ先  
市環境課 ☎(923)1111

## カミリーヤ健康セミナー けんこう

### スロージョギング®で健康づくり けんこう

今回の健康のセミナーは、話題のスロージョギングです。ウォーキングやジョギングにマンネリを感じている人、効率よく体脂肪を落としたい人、春に向けて何か運動を始めてみようと思っている人などにオススメです。認定トレーナーがスロージョギングの効果や正しい運動方法を解説します。

●日時 3月17日(土)、10時～11時30分

●場所 カミリーヤ階多目的ホール  
※天候が良ければ屋外のウォーキングコースを使用。

●定員 先着50人

●参加費 無料

●持参物 動きやすい服装、室内シューズ、歩きやすい外履きシューズ、水分補給できる物

●申込方法 電話・FAXのいずれかで「①氏名、②電話番号、③カミリーヤ運動施設の利用有無」をお知らせください。

ださい。

●申込開始 3月6日(火)、9時から

●申し込み・問い合わせ先

トレーニング健康測定室(カミリーヤ内) ☎・FAX(920)8070

※月曜日はお休みです。

## 手話を学ぼう しゅわ

### 手話で話そう しゅわ

平成30年度「手話奉仕員養成講座」受講生を募集します。

手話は「手や身体・表情」で表し、「目」で理解する「ことば」です。

入門編では「手話で自己紹介ができ、簡単な会話ができること」、基礎編では「日常的な会話ができること」を目指します。

●期間

▽入門編 5月8日～9月11日 毎週

火曜日(金曜日2回) 計20回

▽基礎編 9月25日～3月12日 毎週

火曜日(金曜日4回) 計26回

●時間 19時～21時

●場所 カミリーヤ2階視聴覚室

●対象 市民、または市内の事業所に勤務している15歳以上の人(中学生は除く)

●定員 40人

●受講料(テキスト代)

3240円(税込)

●申込方法 申込書を窓口、またはFAXで提出。(申込書は市ホームページからもダウンロードできます)

●申込期限 4月13日(金)まで

●申し込み・問い合わせ先

生活福祉課 障害者福祉担当  
FAX(923)5230

## 宝くじの助成金で自治会活動備品を整備 たから

曙町町内会では、宝くじの助成金により、机、椅子などの町内会活動備品を整備しました。

これは、自治総合センターによる平成29年度一般コミュニティ助成事業が採択されたものです。

今回の整備で、公民館での各種会議、研修会やサロンの開催、出前講座などの企画が容易になり、町全体の活性化につながる事が期待できます。



●コミュニティ助成事業に関する問い合わせ先 戦略企画課 戦略企画担当